

教育委員会会議の概要（12月定例会）

- ◆ 日 時 平成26年12月19日（金曜日）午後2時00分
- ◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室
- ◆ 出席委員 委員長 永広 昌之
委員長職務代理者 宮腰 英一
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員（教育長） 上田 昌孝

◆ 会議の概要

- 1 開 会 午後2時00分
- 2 11月定例会 会議録承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項

（1） 市議会報告について

（総務課長 報告）

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

報告事項（1）の資料1ページの給食センターにおけるアレルギー対応食の提供について、「全てのセンター対象校に対応食を提供できるようにしたいと考えている。」、また「新センターの開設後、準備が整い次第、順次提供を行ってまいりたい。」とある。これだけ見ると、現在はほとんど提供できていないと読めるが、現在はどのような状況か。現在も提供しているが、さらに充実させていくということか、あるいは課題になっているので今後提供していくということか。

総務企画部長

現在給食センターは6つあり、その中で比較的小規模で、老朽化している2つのセンターを統合する形で、PFI方式により（仮称）南吉成学校給食センターを整備するものである。現在6つのセンターの中でアレルギー対応食の専用調理室を備えているのは、高砂学校給食センターと野村学校給食センターである。この2つのセンター対象校にはアレルギー対応食を提供しているが、その他の給食センターには専用調理室がないため、提供できていない状況である。

（仮称）南吉成学校給食センターを整備した際には、南吉成と高砂、野村の3つの給食センターに専用調理室を備えることになるので、すべてのセンター対象校に提供できるようにしたいと考えており、さらに充実させていきたい。

委員

すでにアレルギー対応食を提供しているが、新センターの整備後にさらに充実させていくと理解した。

報告事項（１）の資料２ページの若林図書館への指定管理者制度の導入について、質問に「市民の学習権を保障する図書館への制度導入はやめるべきだ」とある。これは指定管理者制度を導入にすることによって、市民が自由に使えなくなる、あるいはかなり制約が加えられるという含みもある質問だが、この辺はいかがか。このようになってしまっただけでは指定管理者制度を導入する意味が半減してしまうが、指定管理者制度を導入しても通常の市民への開放という観点からすれば変わらないし、さらにサービスの向上が見込まれると理解してよいか。

総務課長

質問の内容からすると、何らかの制限が加えられる懸念があるとも読み取れるが、事業者からは現在のサービス水準は維持し、さらに指定管理者制度のメリットである民間事業者のノウハウを活かした市民サービスの向上について提案していただいております。その内容に基づいて協定を締結することから、よりよい図書館運営ができるものと考えています。

委員

指定管理者制度の導入によってマイナスになることはなく、さらにサービスが向上するということで理解した。

委員

アレルギー対応食について、学校給食の場合は同じ建物の中でも問題ないのか。

理事

基本的にアレルギー対応食の専用調理室は同じ建物内で分けけて設けている。高砂学校給食センターと野村学校給食センターも同じ建物の中に専用調理室を設けており、特に問題ない。

委員

空調は同じなのか。

理事

空調は別系統であるが、建物は一体である。

委員

アレルギー物質の対応としてはソバなどの５種類だけになるのか、あるいはその他の物も含めてすべてに対応するのか。すべてのアレルギー物質に対応しようとすると、かなり煩雑な作業になるが、どの程度対応しているのか。

理事

アレルギー物質は２７品目あり、それに対応した除去食、代替食を作っている。ただ、それでもどうしても給食を食べられない子どもはいるので、家庭からお弁当を持ってくる子どもも何人かいる。基本的には、事前にどのようなアレルギーがあるのか学校にお知らせいただき、そこで調整しながら対応できる給食を提供している。

委員

報告事項（１）の資料４ページの使用教科書の選定について、中学校の教科書採択を来年度に控えて公明正大な採択の確保に関して質問されている。どういう意図でこういう質問がなされたのか、その背景についてお聞きしたい。

学校教育部長

平成２５年１０月の県議会において、中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して県教育委員会の指導強化を求める請願書が採択された。その請願の趣旨としては公明正大な教科書の採択を確保するために、いろいろな措置を講ずることというものであった。県議会での請願書の採択を受けて、県教育委員会において記載内容やその分量を比較対照できる参考資料を今年度作成したが、その参考資料をきちんと活用しているのかという趣旨の質問であった。

本市においては、調査研究委員会、選定協議会ではもちろんのこと、最終的に教育委員会においてもそれらの参考資料も含めてすべてご覧いただき、十分に審議の上、決定しているので、その旨答弁したものである。

委員

社会科の教科書、特に歴史教科書については、歴史観の問題、近隣諸国との問題など、いろいろと政治問題にもなっているが、そういうことに踏み込んだ質問ではなかったと理解してよいか。

学校教育部長

私どもとしては公明正大な採択を進めているが、県教育委員会が今回参考資料を作成したということで、仙台市においても請願書採択の趣旨を踏まえてさらなる選定過程における公明性を図ってほしいという趣旨が含まれていると考えている。

中学校の教科書採択については、来年度に向けてあらためて教育委員会に方針等を付議して、十分に審議いただいた上で進めていきたい。

委員長

給食センターのアレルギー対応食について、少なくともセンター対象校については新しいセンターができた時点でアレルギー対応食が供給できるということであった。一方で、報告事項（１）の資料３ページの質問にあるように、受入れ側の学校の方がどうなっているかという問題がある。従来はアレルギー対応食を受け入れていなかった学校でアレルギー対応食を受け入れることになる。アレルギーを持つ子どもは増えているので、すべての学級担任の先生方が関わることになる可能性があり、対応方法の周知等についてはどのように計画しているのか。

健康教育課長

アレルギー対応食の提供について、初めて導入する場合には何か月も前から保護者と学校、給食センターが面談を重ねて、医師の指示書などをもとに、給食の献立の食材の良し悪しを保護者と一緒に相談して献立を作成する。

その献立をもとに、アレルギー対応食を作って配送する。配送の方法としては個人ごとの対応食をランチジャーのようなものに入れ、そのランチジャーには何年何組の誰々と名前を記載して配送する。受け取る学校においては、該当するクラスまで持っていき、名前が記載されているので、その子どもの食器にランチジャーから移すことにしている。そういう流れを子どもも含めてきちんと理解できるように事前に周知徹底している。

委員長

そうすると、誤って配付されることは通常ありえない。そういう方法で対応しているのであれば、担任の負担もそれほど大きくない。

委員

アレルギー対応食については、おそらく今後もどんどん増えていくのではないかと。道徳の分野になるのかもしれないが、学校教育の中でも取り上げながら、アレルギーに対する子どもたちの理解が進めばいいと思う。

報告事項（１）の資料６ページの幼保小連携について、研修会を開催しているということだが、現在はどのような形で研修会を実施しているのか。

学校教育部長

現在、小学校１年生の学校への適応等が課題になっているので、幼稚園と保育園、小学校の連携を深めるために、幼稚園連合会等を通じて研修会を開催している。幼稚園、保育園、小学校の先生方が約２００名集まり、小学校の状況についてお知らせするなどの合同研修会という形で開催している。

委員

校長先生や教頭先生が対象ではなく、幼保小連携担当の先生が各小学校にいと理解してよいか。

学校教育部長

基本的には小学校の低学年担当の先生になる。新入生が学校に適應できるように担当の先生を対象に研修会を開催している。

(2) 通学路の安全確保に関する取組方針の策定について

(学事課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

報告事項(2)の資料に5取組方針の推進(2)通学路安全対策箇所一覧及び箇所図の公表とあるが、すでにホームページ等で公開しているのか。

学事課長

平成24年に全校で緊急合同点検を実施し、それについてはすでにホームページで公開している。今年8月にも合同点検を実施したが、それはまだホームページに載せていない。対策が一定程度進んだ段階で、ホームページへの掲載などにより、公表したいと考えている。

委員

ホームページでの公開はいつ頃を予定しているか。

学事課長

点検した結果の対策について、もう少し時間を要するため、おそらく来年度になる。

委員

通学路安全推進会議は、どのようなペースで開催する予定か。

学事課長

通学路安全推進会議は道路管理者である建設局の道路計画課、区役所の道路課、警察署の交通課、私ども教育委員会が構成メンバーとなる。まず夏休みの間に合同点検を行いたいと考えているので、その合同点検をどういう形で実施するか検討するため夏休みの前に開催し、その年の総括と次年度にどういふことを実施するのか検討するため年度末頃に開催するというこゝで、年2回の開催を想定している。別添資料の5ページ、6ページに年間計画モデルを記載している。5ページの中段にある推進会議において点検する箇所を決め、6ページの一番下にある推進会議においてこれまでの総括とその後の実施予定を決める。

委員

全市的な推進会議は年2回行うということだが、各地域の取り組みについては、その地域ごと、部署ごとに行っていくということによろしいか。

学事課長

実際の対策となると、学校が行うもの、道路管理者が行うもの、警察が行うもの、それぞれある。それぞれの実施主体で対策を進めていただくが、私どもが点検した結果に基づく対策については、推進会議で情報を集約することによって進捗管理していきたいと考えている。

委員

ぜひ頑張ってください。以前は子どもが事故に遭わないと、信号が設置されないということは何度も聞いたことがあり、こういう機関があれば、もっとスムーズに事が運んだのではないかと考えている。その当時もいろいろな所で署名を集めても、なかなか設置されなかった。三者がそれぞれやるべきことをやっていたので、難しかったのではないかなと思う。こうした関係者が情報共有できる機関に各小中学校からの点検結果を、ぜひ教育委員会からもたくさん上げていただきたい。

委員

推進会議については、これから具体的にいろいろと検討すると思うが、別添資料の4ページを見ると参加機関がかなり多い。これだけの参加機関からそれぞれ代表者が来て、年2回集まって協議するというこゝか。実効性という意味では形式的なものに終わってしまうのではないかと感じる。各学校によって状況も違うので、まとめてとなると大きな枠組みしか作れないのではないかな。

具体的に子どもたちの安全につながらなければならないので、歩いて一つ一つ点検確認するということが必要になってくる。ここに標識を置いたほうがいいのではないかと具体的に具体的な確認である。形式だけに終わらないように、参加機関の代表者の選出をうまくやっていただきたい。

推進会議には各機関の代表者が参加するが、場合によっては保護者や学校関係者の代表者もこの機関に参画して最終的にオーソライズされていくという形であればいい。そうしたつながりをきちんとつけて実効性のある推進会議にしていきたい。資料にある Plan→Do→Check→Action はこれでいいが、この機関における実施内容がこれからの課題になる。

学事課長

まさに委員がおっしゃるとおり、私も実効性が一番重要だと考えている。点検はしたけれども、その後の対策につながらないのでは点検する意味がないので、実効性の部分を確保していきたい。したがって、今回の機関については関係機関の実務担当者の長たる課長をメンバーにしたいと考えている。

その中でも実効性として今回最も重要視したのは、やはり合同点検を行う時に実際に担当している者が一堂に会して顔の見える関係になることである。その時には、PTAの方や町内会長など地域の方々を、それぞれの状況に応じて学校の判断で呼んでいただくという形で進めていきたい。一堂に会して点検することによって、まさにそこが協議の場になり、そこで今後の対策の一番いい方策を決めていくことになると考えている。その場を充実させることによって、その後の対策につなげていくことができる。推進会議は、それらを集約して俯瞰的、網羅的に見ながら、今後の大きな方針を決めていく場にしていきたいと考えている。

委員

教育委員会がやはり主管課としてきちんとした体制を組んでいく必要がある。教育委員会から発信して、推進会議で決定していただくという形で、この機関を十分に活かしていきたい。

委員長

推進会議は年明け早々にでも発足するのか。

学事課長

先ほど申し上げたように来年度どのようなことを実施するのか決めたいと考えており、3月か4月には推進会議を開催する予定である。

(3) 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(健康教育課長 説明)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

小学校5年生を見ると、男女ともほぼ同じ傾向であり、体重移動を伴うような種目が苦手である。その他の種目は全国平均を上回っており、また体格についても特に劣っているわけではない。体重移動を伴う種目がなぜ苦手なのか。ここ数年同じような傾向だと記憶しており、単にこの学年だけの課題ではなさそうである。

中学校になると部活動が始まるため、ある程度改善されている。4月に作成したパワーアップ仙台っ子という事例集があるが、単に全体的なパワーアップではどうもうまくいかないものであり、体重移動を伴うような運動をどうすれば改善できるのか。きちんと個別の対応を伴った事例集でなければ、現在の状況をなかなか改善できないのではないかと。

健康教育課長

ご指摘のとおり、立ち幅跳びや50メートル走、20メートルシャトルランといった種目については、小学校5年生の数値が全国平均よりも下回っているということが数年来続いている。中学校2年生になると、そうした種目が全国平均値に戻っているの、小学校6年生あるいは中学

校1年生の時に何か急激な運動的要素が加わるということがあって持ち直すものと考えている。先ほど指摘があったように、中学校の運動部活動の加入というのもひとつのきっかけである。

小学校において、こうした種目の向上を図るための事例集としてパワーアップ仙台っ子を作成した。種目を直接紹介しているものではないが、こういった運動を向上させるために、効果がある運動の方法などを区分ごとに載せて紹介している。

今後も引き続き、苦手な種目をどのように強化していくかということを中心に研究していきたい。

委員

報告事項(3)の資料4ページにある児童生徒に対する質問紙調査について、今年度から新設された項目の中に1週間の授業以外の総運動時間や、家の人からの積極的な運動のすすめが入っている。この項目は保護者への啓発という意味を込めて作ったものだと思うが、その後例えば運動する場所がある、あるいは運動する機会があるなど、そういう内容の設問はないのか。

健康教育課長

運動の場所や機会を問う項目はない。

委員

そういう設問があればいい。啓発だけでも、結局保護者はそれをなす術がない。そこをどうしていくかという前向きな検討も必要なのではないか。

委員

この設問項目は文部科学省が決めているのか。独自に各自治体で質問を追加することは可能なのか。

健康教育課長

この調査については、文部科学省が質問を設定して全国でのデータを出すという目的があり、独自の質問は入れないということになっている。全国同じ質問調査である。

委員

各自治体で改善策を立てるなど、具体的に展開していくための全国調査であると理解してよいのか。この調査結果をどのように活かしていくかということである。問題を解決するために、具体的な施設設備ということは考えているのか。

健康教育課長

子どもたちがどういう種目が得意で、どういう種目が苦手なのか現状を把握し、その苦手な種目についてどのように改善していくかという部分で、非常に有効なデータになっている。改善策のひとつとして、校庭に運動器具を設置するというのであれば可能性はあるが、体育館や運動場、そういう大規模な施設整備をとるとなかなか難しい。

委員

教育委員会の所掌事項は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されているが、社会教育関係やスポーツは首長の所管になっている。学校でのスポーツもあれば、市民スポーツもある。そういう意味で連携協力してスポーツ施設の改善にあたる可能性はあると考えるが、いかがか。

健康教育課長

ご指摘のとおり学校体育については教育委員会で、社会体育については市長部局という切り分けになっている。子どもたちが体育館やさまざまなスポーツ施設を使う場合には、市長部局の担当課との連携は密にしている。

委員

報告事項(3)の資料6ページの健康教育推進校について、今年度からモデル校を指定したのか。

健康教育課長

健康教育推進校については、平成23年度から平成25年度までの第1期分が終了し、今年度から第2期分の3か年がスタートした。

委員

そうすると第1期分のモデル校の事例については、パワーアップ仙台っ子に掲載されているのか。

健康教育課長

そのとおりである。

委員

朝自習や読み聞かせも非常に大事なことだが、先ほど委員がおっしゃったようにせめて遊ぶ場や動く場がないのであれば、昼休みに校庭で自由に遊ぶ子どもたちの声があふれるような学校が当たり前ではないかとも思っている。そうしていくことが自然に子どもたちの健康を促していくのではないか。その一番の基本を大事にさせていただいた上で、ぜひともこのパワーアップ仙台っ子を活用していただきたい。

(4) 要望事項への対応について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

回答書の原案に対しては、私もいくつか意見を述べさせていただいた。また、委員の皆様方からもご意見をいただいた。貴重なご意見に感謝する。

仙台市標準学力検査、仙台市生活・学習状況調査については、さまざまな意見があることは承知しているが、この回答書に示したように基本的に仙台市の子どもたちの学力あるいは学習状況を何らかの方法で把握しなければ、教育委員会としても改善策をとることができないので、こうした学力検査は必要ではないかと考えている。

それぞれの質問事項についてはできるだけ詳しく答えたいつもりであり、回答書としては少しくどい内容になってしまったが、誤った認識にならない回答にしたいと考えた結果である。

請願者の指摘にもあるように、教育委員会としても下位層をどうやって少なくしていくかということが協議の中心であり、そのためにこの検査の結果というものをどう活用していくかということが大事である。そこをうまくできれば回答の代わりにもなると考えている。

今年度も学力検査の結果を受けて、授業改善の取り組みも行われており、それらを全市の学校に広げることが重要である。そこで下位層に属する子どもたちがどのように減少していくのか見守りつつ、あるいは改善の必要があればまた考えるということになる。

(5) 仙台城見聞館の臨時休館について

(文化財課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

報告事項(5)の資料3③に「映像資料の追加」とあるが、この映像は3Dを使用したものか。

文化財課長

映像は3Dではない。

委員

美術品や建築物は3D映像になると、より効果的な感じがすると個人的に思うので、お聞きした。

文化財課長

同じ本丸の中に青葉城資料展示館があり、そちらでは大広間にあった建物を3D映像でご覧いただけるようになっている。

委員長

大広間の遺構表示の整備も3月中に完成予定ということで、これと合わせたりニューアルオープンということになるが、石垣の復旧工事はいつ頃完了する予定か。

文化財課長

3月中旬に国連防災世界会議があるが、石垣の復旧工事についてはその前までに完了する予定である。

委員長

石垣の復旧工事も含めて、全面的なリニューアルと捉えてよいか。

文化財課長

そのとおりである。

理事

石垣の復旧工事の完了とともに、現在不通になっている市道仙台城跡線も併せて開通できるように関係局と調整中である。先ほど文化財課長が申し上げたように遅くとも国連防災世界会議には間に合うように鋭意進めているところである。

5 協 議 事 項

東六郷小学校の今後の方針について

(学事課長 説明)

[主な質疑]

委員長

現在の東六郷小学校の児童数は何人くらいか。

学事課長

20名であり、今年度新入学生はいなかった。6年生が4名、5年生が8名、4年生5名であり、20名中17名は4年生以上の児童になっている。

委員長

協議事項の資料に児童数の推移が載っているが、これは入学児童数の推移ではなく、全校児童数の推移ということか。

学事課長

そのとおりである。

委員長

六郷小学校への統合ということになるが、六郷小学校の受け入れ体制については特に問題はないのか。

学事課長

六郷小学校について、今年度の児童数は677名、22クラスになっている。普通教室は27教室整備している。東六郷小学校の児童数は平成27年度が17名、平成28年度が9名と減っていく見込みであり、受け入れ側の問題はない。

委員

東六郷小学校の学区においては、入学前の子どもたちも何名かいると思うが、そういった方々への周知はどのように行う予定か。

学事課長

平成29年4月の統合ということで、これから2年程度の期間がある。この間に統合準備委員会を設置して課題の共有を進めていくが、その中で、周知についてもいろいろな方策により実施していきたいと考えており、未就学児についてもきちんに対応していく。

委員

東六郷小学校はもともと六郷中学校の学区になっているのか。

学事課長

そのとおりである。

委員

いずれ中学生になれば、東六郷小学校の学区に住んでいる子どもも六郷中学校に通うと分かっているということで、特に問題はないのではないかと。

委員

東六郷小学校の校舎は、現在緊急一時避難場所として使われているので、校舎以外の施設は平成27年度に解体し、校舎は平成28年度に完成が予定されている津波避難施設の完成後に解体するとのことであるが、津波避難施設はどこにつくるか決まっているのか。

学事課長

協議事項の資料2ページにある周辺図をご覧ください。学校敷地内に校舎、体育館、プール、幼児学園園舎があり、道路を挟んだ隣接地にコミュニティ・センターがある。これらの施設はすべて津波被害を受けたが、コミュニティ・センターは復旧することになっている。復旧にあたって、津波避難施設を新たに作ることにしている。現在校舎を暫定的に津波避難施設としているが、新しい津波避難施設が完成した後に、校舎を解体することになっている。よって、体育館やプール等と校舎の解体時期が1年異なる。

委員長

今後も進捗状況について、適宜情報提供していただきたい。

6 付 議 事 項

第27号議案 平成28年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

[主な質疑]

委員

これまでの受験者数はどのくらいか。

また、適性検査として総合問題、作文、面接を実施することであるが、面接の方法については、先生が何人かいて一人一人面接するのか、あるいは受験者が何名か複数で面接するのか。さらに、その面接については公正な評価基準を作って実施していると思うが、どのように公正性を確保しているか。

高校教育課長

1点目の出願者数について、平成26年度入学者の入試においては425名の出願があり、倍率は3.04倍であった。平成27年度入学者の入試においては、390名の出願があり、2.79倍となっている。

2点目の面接の方法については、個人面接ではなく、集団面接を実施している。その年の出願者数にもよるが、基本的には5、6名を1グループとして複数の教員が面接官になり、15分ぐらを目安として集団面接を行っている。

公正な面接の評価については、青陵中等教育学校で入学者選抜のための委員会を設置しており、その委員会においてどういう質問をして、どういう評価をするかの原案を作り、職員会議で検討し、最終的に学校長が決定している。それに基づいて面接試験を実施して評価している。その評価の結果等については教育委員会事務局に報告していただき、それを毎年確認している。

委員

400名近い受験生がいて、その全員に対する面接を1日でやるので、やはりグループでやらざるを得ないが、選抜方針として学習への関心、意欲、長所等を多面的に見るということになっている。1グループ15分ほどの面接ということだが、これまで特に問題が生じたということはないのか。

高校教育課長

選抜にあたっては総合問題と作文と面接、それから小学校から送付されてくる調査書を十分に審査して、それを総合的に勘案して選抜している。青陵中等教育学校から受けている報告や、そ

の報告をもとに聞き取りをしている。これまで面接に関して不適切な取扱いはなく、またこれまで問題が生じたことはない。

委員

受験者が400名と非常に多いが、大学でやっているような第一次選考等は実施していないのか。出願した全員が面接を受けることになるものと理解してよいか。

高校教育課長

小学生対象なので第一次選考等は実施していない。自分で希望して受けたとはいえ、傷を残すことにもなるので、出願した児童については全員同じ条件で面接をしている。

委員長

調査書作成のための委員会、また選抜のための委員会を設置することとしているが、それぞれの委員会の構成等については別途定めているのか。

高校教育課長

青陵中等教育学校における選抜委員会については、校長を筆頭にそれぞれ各教科の主任の教員が入って構成している。また、小学校における調査書作成のための委員会については、小学校では調査書を発行する機会があまりないので、その点を考慮して、選抜要項の中に調査書作成委員会についての例示を挙げている。これをもとに10月初めに小学校の入試担当の先生方に調査書作成委員会のあり方について説明し、適正に設置するようにお願いしている。さらに校長会等においても調査書作成委員会を必ず設置して、複数の教員が確認して調査書を発行するように方針を示して指導している。

委員

受験資格としては仙台市内に住んでいる児童であれば誰でもよいのか。

高校教育課長

そのとおりである。

委員

通常の公立中学校の場合は、その学区に住んでいれば基本的には入れるが、青陵中等教育学校においては選抜されるので、他の公立中学校に比べて学力のレベルなどは違いがあるのか。

高校教育課長

青陵中等教育学校は6年間の一貫した教育のシステムなので、その6年間のシステムを活用して自分で力をつけたい、あるいは保護者はそのシステムを利用して自分の子どもに学力だけではなくて総合的な力をつけさせたいという目的意識を持って出願してくる。例年倍率が3倍程度であり、その中から選抜されるので、結果としてやはり意欲的な生徒が多く、学習成果も上がっていると認識している。

委員長

先ほど面接については質問項目を事前に決定をしてという説明があった。もちろん各グループで公平な面接をやらなければならないので、事前に決定するのは当然であるが、その質問項目を職員会議で検討するとのことであった。入試なので問題の漏えいを防ぐという意味では、本来は選抜委員会の中にとどめておくべき情報だと思うが、その点はどのように考えているか。

高校教育課長

委員長がおっしゃるように、選抜にあたっては機密性を保つために問題の内容を把握しているのは最小限の人数とする必要があり、総合問題等についてはそのような取扱いをしている。一般の教職員は当日まで総合問題あるいは作文の問題内容は分からない。しかしながら、面接については基本的に全教職員で対応して実施しているので、できるだけ同じような聞き方で受験生を評価するという観点から、基本的なところはもちろん選抜委員会で決めるが、事前に職員会議で協議することによって共通理解を持って面接試験を実施している。そうしたところに重点を置いている結果、面接については総合問題等とは異なる取扱いをしている。

委員

中等教育学校は中高一貫教育ということで、そういう教育を受けたい子どもたちにとっては

この学校は適しているが、いろいろな情報はあらかじめ学校から提供されているのか。中高一貫校を作る時に大きな議論になったのが早期選抜である。他の公立中学校との格差の問題など、いろいろ問題が出された。スポーツの場合、公立中学校に通っている生徒は高校受験のために一旦中断してしまうが、中高一貫校ではずっと競技も継続できるし、芸術系の教育にしても同様である。

そういうことで、いわば受験に特化した中高一貫校にならないように国会において附帯事項も決議されたが、それが形としてはあまり残っていないと言ってもいい。受験校になっていく傾向が強いが、この青陵中等教育学校の場合、事前にこういうことをやりたい子どもたちはこの学校に入ってください、こういうところが特徴だというもの、どういう児童を迎え入れたいのか、学校の基本的な教育方針はあるのか。

高校教育課長

小学生あるいは保護者に対する青陵中等教育学校のアナウンスについては、イメージだけで入学してしまうと、通常の公立中学校とシステムが違うところもあり、また学力的にもある程度高いため、それだけ授業の進むスピードや内容も深くなるので、それを知らずに入ってきてしまうと大変なことになる。したがって児童、保護者に対して5年生の時から説明会を開催している。また6年次における説明会、さらには教育委員会主催による保護者説明会も実施している。特に公立の中等教育学校というのは、東北地方には他になく、なかなか馴染みがないので、他の中学校、高校との違い、あるいは仙台二華中学校や古川黎明中学校のような併設型中高一貫校との違いも含めて、詳しく説明している。その他に学校案内パンフレットを作成し、希望者には配付している。また、いろいろな面で特徴ある教育活動をやっているのので、ホームページ等においてもその内容をお知らせしている。

また、青陵中等教育学校の特徴ある教育については、高校入試がないため、それだけ余裕ができるということ、それから、6年間一貫ということで一貫した目的を持って、それに基づいた教育課程を編成して生徒を成長させることができるということが中等教育学校の最大のメリットであり、特徴である。青陵中等教育学校としては思考力、判断力、表現力といった力をより身につけさせたいという基本認識のもとに、例えば学校設定科目として言葉と論理、数学タイム、オールイングリッシュタイムなどの独自の科目を設定して、そういう思考力、判断力、表現力を育成するような教育を行っている。単に知識理解に偏らない、バランスのとれた学力を身につけるためにそういった教育を展開している。

また、研修旅行等にも力を入れている。3年次には九州に行き、立命館アジア太平洋大学において留学生と議論をしたり、5年次にはニュージーランドに行き、ホームステイしながら現地の高校生と交流を持つなど、コミュニケーション能力の育成にも力を入れている。

部活動についても、1年生と6年生が同じ部活動で活動するという機会もあるので、異年齢の幅広い生徒たちと交流することによって、視野を広げさせるといった教育も実施している。

委員

入学者の男女比はどのようになっているか。6年間の一貫教育によって学習した成果として、例えば東北大学には何名ぐらいの生徒が合格しているのか。

高校教育課長

1点目の男女比について、他県には男子、女子、それぞれの定員枠を決めている中高一貫校もあるが、青陵中等教育学校の場合は男女同じ条件で選抜している。そのために年によって男女の比率が多少変わってきている。昨年の合格者は男子が45%ぐらい、一昨年は48%ぐらいであった。全体的には女子のほうが多く、その前年は男子が30%弱であった。年によって男女差はあるものの、青陵中等教育学校の授業を見に行くとあまり男女関係なくやっているのので、今の選抜方法が功を奏していると考えている。

2点目の東北大学の合格者数については、青陵中等教育学校は平成21年4月開校なので、6年間の中高一貫教育を受けた生徒たちは現在6年生である。したがって、来年3月に6年間の一貫教育のある一面の成果が測れると考えている。

原案のとおり決定

第28号議案 平成28年度仙台市立高等学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

[主な質疑]

委員

基本的には前期選抜も後期選抜も、県立高校と同じ方法で実施すると理解してよいか。

高校教育課長

入学者選抜制度については高等学校入学者選抜審議会というものを設置しており、そこで審議し、宮城県教育委員会に答申していただいている。その答申について宮城県、仙台市、石巻市の3教育委員会で確認して、入試要項を作成して実施しており、宮城県立、仙台市立、石巻市立の高等学校は、すべて同じシステムで入学者選抜を実施している。

委員

前期選抜の場合には、各高校でこういう生徒に来てほしいということを掲げているが、その内容を確認した上で希望する生徒、あるいはそうした能力がある生徒を募集していると理解してよいか。

高校教育課長

以前に行われていた推薦入試については、各高校が求める生徒像が抽象的で、しかも、推薦の条件が紛らわしい点があった。そのため、中学校で推薦の選抜を選考しにくいということが指摘されていたため、その欠点を改善することも含めて前期選抜を導入したものである。前期選抜においては、各高校が求める生徒像に即した形で出願条件を設定し、それを公表して、その条件を満たした生徒が前期選抜に出願できるようになっている。そうしたことにより、各高校が求める生徒像や入学した場合に伸ばせる力、どういったところに重点を置いた学校なのか示している。その他、各高校において独自に学校説明会を開催して、自校の特徴ある教育を中学生や保護者に伝えている。

委員

そうすると、前期選抜においても3教科の学力検査があるが、これについても傾斜配点、例えば英語の配点を他の2教科の配点より少し高めに設定するなど、そういうことも各高校独自に可能だと理解してよいか。

高校教育課長

後期選抜が国数社理英の5教科の学力検査と中学校時代の活動の実績を記した調査書を基本として選抜を行う方法であるのに対して、多様な生徒の能力を多面的に評価するという導入されたのが前期選抜である。前期選抜では、各高校が面接や小論文、あるいは実技試験というように独自検査を実施することができる。その他、全県的に行われる学力検査として国語、数学、英語の3教科があり、基本的には100点満点で計300点満点になっている。その配点については、各高校の裁量に任されている。したがって、中学校の活動等を重視する、あるいは学校独自の検査を重視するという場合には、3教科の配点を300点から150点に圧縮するということが、実際に各高校で行われている。

委員

推薦入試を変更して前期選抜という新しい方式を導入したが、導入してから何年目になるか。

高校教育課長

平成25年度入学者選抜から実施したので、これまで平成25年度、平成26年度の2回実施した。今年度実施する平成27年度入学者選抜が3回目であり、本日お諮りしている平成28年度入学者選抜が4回目になる。

委員

入学してから前期の生徒も後期の生徒も一緒に学ぶことになるが、前期と後期とで、いろいろな面で選抜方針が異なる。それぞれの選抜方法によって入学した生徒の学力の伸長状況や進路状況について、きちんとフォローしているのか。

高校教育課長

新制度に変更してからまだ2回であり、2回目の生徒が入学してからまだ9か月ということもあり、宮城県教育委員会あるいは市の教育委員会として統一した報告を求めている。しかしながら、入試制度を大きく変更したので、その結果、選抜されて入学した生徒たちが以前の推薦入試や一般入試と比べて、どう変わったのか当然把握しなければならないものである。仙台市立高校に関しては各高校から聞き取り調査をしているが、各高校によって意見が異なるというのが実際のところである。

前期選抜で学力検査を実施していることによって、中学校で確かな学力を身につけて入ってきた生徒が多くなったという評価をしている学校もあるが、一方で特徴のある生徒がなかなか入ってこなくなったという学校もある。今のところ、各高校が設定している出願条件が多様化していることもあり、一定の方向として成果、あるいは課題があるところまで至っていない。

委員

ぜひ経年的な生徒の学力の変化や、志望の方向性というものをできるだけ調査していただきたい。大学でも複数入試ということでAO入試などもあり、入り口が違う。入学してからは、1年目の成績は違うところもあるが、2年目くらいからはあまり変わらないという傾向もある。所期の目的とだんだん変わってくることもあるので、生徒の入学後の動向について十分注視していただきたい。

委員長

これは入学者選抜の基本的な方針であって、前期選抜、後期選抜の定員配分等は今後高校ごとに決定するのか。仙台市立高等学校は統一した定員配分になるのか。

高校教育課長

基本的には宮城県公立高校選抜として実施しているので、宮城県と調整の上、それぞれで決定し、来年7月に入学者選抜一覧というものを公表する。それには出願条件や前期・後期選抜の定員配分などが、すべて記載されるので、その時点で定員が分かる。来年10月には本日お諮りしている選抜方針に基づき、より詳しい選抜要項を定めて各中学校に説明する。また、中学校を通じて保護者あるいは生徒等に説明し、実際にどういう手続きを経て入学者選抜に自分が臨めばいいのか分かるようなシステムになっている。

原案のとおり決定

第29号議案 教育功績者の表彰について（一般職員部門・児童生徒部門・一般教育文化部門）
（秘密会） （総務課長 説明）

原案のとおり決定

第30号議案 教育功績者の表彰について（学校職員部門）
（秘密会） （教職員課長 説明）

原案のとおり決定

第31号議案 仙台市文化財保護審議会委員の委嘱等について
（秘密会） （文化財課長 説明）

原案のとおり決定

7 その他

事務局 次回定例教育委員会は1月23日（金）に開催する予定である。

8 閉 会 午後 4 時 27 分